

特集

第61回全国都市国民年金協議会総会（北海道苫小牧市） は書面開催

～新型コロナウイルス感染症の影響～

第61回全国都市国民年金協議会総会は、2023年8月31日に北海道ブロックの北海道苫小牧市で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から対面による実施を見送り、書面での開催となりました。新型コロナウイルス感染症の影響等による書面開催は前回の神奈川県横浜市に続き4回目。

◆第61回全国都市国民年金協議会総会の審議内容

通常であれば、1日目に分科会、2日目に総会と研修会が開催されることが多いのですが、今回は総会のみで開催で全会員市（区）による書面審議が行われました。その結果、「第1号議案 要望書について」については賛成多数、「第2号議案 次期総会開催市について」は全会員一致で承認されました。

その後、全国都市国民年金協議会名（会長：苫小牧市長 岩倉博文氏）で厚生労働省、日本年金機構の両者に「国民年金制度改善についての要望書」を提出しました（資料1）。要望書は厚生労働省宛て・日本年金機構宛てで共通で、下記の内容となっています。

1. 国民年金事務の一元化について
 - (1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化
 - (2) 障害年金事務の窓口一元化
2. 国民年金事務費交付金について
 - (1) 国民年金事務に要した経費の全額支給
 - (2) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減
3. 国民年金制度に係る要望について
 - (1) 職権適用の拡大による手続きの簡略化について
 - (2) 市区町村を跨ぐ被保険者の手続きについて
 - (3) 被保険者の誤解を招きやすい事案の改善について
 - (4) 受付時期による前納割引制度の使用可否について
 - (5) 年金制度の充実に向けた取り組みの推進について
4. 日本年金機構への要望について
 - (1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置
 - (2) 日本年金機構における電話対応の充実と電子メール等による相談対応
 - (3) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について
 - (4) 国民年金手続の電子申請マニュアルの作成について

◆第61回全国都市国民年金協議会総会の審議結果

全国都市協議国民年金協議会の会長の苫小牧市長 岩倉博文氏より会員市(区)長に宛てて報告が行われました(資料2)。決議書の提出都市数は796都市(議決日2023年8月31日現在)で、すべて有効票でした。「第1号議案 要望書について」は賛成795票・反対1票、「第2号議案 次期総会開催市について」は賛成796票・反対0票とともに承認されました。

なお、要望書と回答の受渡し方法は、前回同様に郵送としています。

次期総会(第62回総会)は北信越ブロックの長野県長野市で開催されます。次期開催都市は、慣例により議決日の翌日から会長市となります

1. 国民年金事務の一元化について

(1) 国民年金事務の日本年金機構への一元化

現在の国民年金事務は、取り扱う内容によって市町村（特別区を含む。以下同じ）と年金事務所とで対応する窓口が異なるなど、被保険者にとって極めて分かりづらい状況にある上に、受付をした市町村では日本年金機構での処理の進捗状況を把握できないため、結果として住民サービスの低下や不信感につながっている。

マイナンバーを利用した情報連携の本格運用により、日本年金機構は住民基本台帳の公簿情報の取得が可能となったことに加えて、また、令和4年度には厚生年金の適用範囲が拡大されたほか、国民年金にかかる加入や免除の電子申請が開始されたことにより、今後、住民が市町村窓口へ直接出向く必要性はさらに減少していくことから、市町村に年金窓口を設ける必然性も希薄になっていると考えられる。

また、日本年金機構の出先窓口の設置や職員の派遣などにより、年金手続きを市町村の窓口で行う他の手続きと同時にすることも可能であることから、行政手続きの「スマート化」と「わかりやすさ」の推進、及びそれに伴い変化する市町村の役割を鑑みて、全ての国民年金事務を日本年金機構へ一元化することを引き続き要望する。

あわせて、国民年金事務の一元化が実現されるまでの間、段階的措置として、次の（2）について早急に対応されたい。

(2) 障害年金事務の窓口一元化

障害年金事務については、障害内容や年金制度に関する総合的かつ専門的な知識を必要とする。比較的短時間で人事異動があり、しかも少人数で他業務と併せて年金事務を担当する市区町村職員では、対応の質の維持や継承が困難なため、請求者の相談ニーズに十分応えることができていない状況である。

そのため、窓口対応が長時間となり、書類不備による返戻等も多く、請求者の負担を増やす要因にもなっている。

このように、市区町村での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という市民の利便性よりも、市民への負担の方が大きいと思われる。

ついでに、請求者の利便性のため、年金記録を保有し、専門的な職員体制の構築が可能な日本年金機構における障害年金事務の窓口一元化の早期実現を引き続き強く要望する。

また、現時点においても、形式審査以外の不備による書類の返戻については、請求者へ十分な説明責任を果たすために、障害年金センターから本人へ直接返戻するよう併せて要望する。

2. 国民年金事務費交付金について

(1) 国民年金事務に要した経費の全額支給

国民年金事務費等交付金については、令和元年度の実態調査にもとづき、抜本的な算定方法の見直しが行われたことで、多くの市町村において令和2年度の交付金の増額が図られたが、依然として全額交付されず超過負担が発生している状況である。

については、年金事務に係る交付金対象額の全額支給を強く要望する。

(2) 事務費交付金等にかかる事務負担軽減

国民年金事務費等交付金については、市町村の作業期間を延ばすための見直しはしたが、提出期限が前倒しされたことで作業期間が短縮され、かえって市町村の負担が重くなった。

さらに、令和元年度以降、年金生活者支援給付金にかかる交付金事務も加わったことで、いっそう交付金事務は複雑化している。

については、国民年金事務費等の交付金にかかる事務の簡素化および作業期間の改善を早急に図るよう要望する。併せて、交付金の算定に要する基礎数値の情報提供については、数値に相違があった場合には、交付金申請の訂正が必要となることから、申請時期までには提供されるよう要望する。

また、大量の作業を伴う実態調査の実施や算定方法の見直しにあたっては、市町村の予算編成の時期を考慮したうえで、早い段階での周知および通知の発出を要望する。

さらに、事務費交付金の算定については、特に協力・連携事務の相談業務についてどこまでが法定受託事務であり、どこからが協力・連携事務になるのかが非常にわかりづらく、この区分に係る事務負担が非常に大きいため、法定受託事務及び協力・連携事務のそれぞれの範囲について、より詳細に示した資料等を提供するなど基準や事例を明示するよう要望する。

3. 国民年金制度に係る要望について

(1) 職権適用の拡大による手続きの簡略化について

令和元年10月から20歳到達時の本人による加入手続きが原則不要になったことと同様に、第2号被保険者や第3号被保険者の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更届についても、必要に応じて法改正を検討のうえ、事業主からの資格喪失届をもって種別変更処理を行うなど、本人手続きの簡略化を図るよう要望する。

また、20歳到達前の第2号被保険者の被扶養配偶者の第3号被保険者加入手続きや農業者年金加入者の国民年金の付加年金加入など、被保険者や事業者の手続き漏れにより被保険者が不利益を被り得る可能性がある手続きや、市区町村役場などを何度も往来する必要がある手続きに関しては職権適用を拡大され、被保険者の不利益解消及び負担軽減を図るよう併せて要望する。

(2) 市区町村を跨ぐ被保険者の手続きについて

法定免除のうち法第89条第2号は、転出時に消滅届を提出し、転入先で生活保護開始になれば該当届を出すことになっているが、消滅届の手続きをしないケースが多く見られ、住所地の市区町村は、過去の住所地を追い法定免除該当者であるかの確認が必要となり、負担を強いている状況となっている。

また、他の市区町村から外国人が転入し、入国時に国民年金加入手続きがされていない外国人が多く見られ、入国時に遡って国民年金加入手続きをするため大きな負担となっている。

このように前居住地の市区町村での手続きがされていないことにより、居住地の市区町村が負担を強いるような手続きに関しては、日本年金機構において調査・照会等を行ったうえで、職権により処理を行うよう要望する。

(3) 被保険者の誤解を招きやすい事案の改善について

学生納付特例申請書の申請期間については、申請免除や納付猶予の申請書は、「年度」単位であるのに対し、学生納付特例の申請書では「月」単位となっているため、申請の始期を誤って記入するケースが散見される。

また、資格取得届や種別変更届と免除申請書を同時に受け付けた場合には、納付書が先に届き、その後免除結果が通知される旨は説明しているが、納付書が先に届くことにより、納付書についての来庁や電話による問い合わせされることがある。

以上のように被保険者から誤解を受けやすい事案が存在しており、被保険者に負担を強いている状況にある事案についての改善を要望する。

とりわけ、学生納付特例については、申請期間の記入誤りを未然に防止や記載事項の簡略化のため、学生納付特例の申請期間を「月」単位から「年度」単位に変更し、加入時に免除を同時申請した場合については、不要となる納付書は送付せず、納付書の用紙経費や郵送経費などの経費削減のほか、住民負担の軽減のためにも、免除の審査結果を送付する際に必要に応じて納付書を発送するなどの対応をされるよう要望する。

(4) 受付時期による前納割引制度の使用可否について

前納申込者が産前産後免除該当届を届け出る場合、受付日が前納保険料引落日以降であれば、前納割引制度での口座振替となり、産前産後免除該当期間の保険料は還付となるが、前納保険料引落日前に受け付けた場合、前納の口座振替ができず、免除該当期間を除く期間が毎月口座振替となり、前納割引制度を利用することができない状況となっている。

そのため、一度免除該当届を取り下げてもらい、前納保険料引落日以降に再度届出をし、免除該当期間の還付を受けた方が実質の保険料負担が少なくなることから、このような対応策を講じているが、事務負担や住民負担が大きいことから、受付時期による保険料負担の差が生じないよう措置を講じるよう要望する。

(5) 年金制度の充実に向けた取り組みの推進について

国民年金制度は国の社会保障制度の根幹をなすものであり、日本年金機構は国民年金法の規定に基づく業務等を行い、事業の適正な運営と制度に対する国民の信頼の確保を図り、国民生活の安定に寄与することが求められている。日本年金機構と監督官庁である厚生労働省に、次のとおり年金制度の充実に向けた取り組みの推進を要望する。

留学やワーキングホリデーなどの理由で転入してきた外国人の大半は、永住を希望していないことから、国民年金制度への加入等の手続きについて、理解を得られないことが多いため、外国人を任意加入とする制度改正を要望する。

また、マイナンバーによる情報連携が開始されたことと同時に、日本年金機構においては、未申告者を非課税者として取り扱うとされたことにより、未申告者でも国民年金保険料が全額免除になる場合が生じることとなった。市町村の条例で地方税法上の申告義務を課さない者について定めているためとされているが、申告は各種保険料、手当等の算定資料となるほか、税証明書の発行に必要な資料となるため、市町村においては、申告は行うように案内することが原則である。未申告者は非課税者ではなく、実際には所得がある者も含まれるのが実態であり、年金の給付に国庫負担分がある以上、保険料納付を免除する場合には、適切な取り扱いを行う必要があると考えることから、未申告者をそのまま非課税者として取り扱うという現在の運用を改め、申告すること、または所得等申告書の提出を求めるように取り扱いを変更することを要望する。

4. 日本年金機構への要望について

(1) 住民向け障害年金ヘルプデスクの設置

障害年金請求者向けの電話相談については、現在、一般の年金相談と合わせて、「ねんきんダイヤル」や年金事務所で対応しているが、電話が繋がらないため、市町村への問い合わせが増加し、業務を圧迫している。また、電話がようやくつながっても、回答が得られるのに更に時間がかかることも多く、お客様を長い時間待たせるケースもある。一方で市町村が利用している「障害年金市町村事務ヘルプデスク」は、回答内容も適切で説明精度も高いと感じられる。

については、請求者の負担軽減の観点から、住民向け障害年金ヘルプデスクの設置を引き続き要望する。

(2) 日本年金機構における電話対応の充実と電子メール等による相談対応

年金事務所及びねんきんダイヤル等へ電話が繋がらないことについては、これまでも繰り返し要望してきたが、依然として状況が改善されていない。住民からも「年金事務所に電話が繋がらない」との苦情が多々寄せられ、その対応に時間が割かれている状況である。また、市町村から年金事務所へ記録等の確認をするために電話をしても繋がらず、ようやく繋がっても、回答をもらうまでに時間がかかることも多く、長時間窓口で住民を待たせてしまう。

また、年金事務所等への電話での問い合わせが困難である方や、海外在住者からの国民年金の任意加入や老齢年金請求等についての相談が、市町村のホームページを通じて電子メールで寄せられることがあり、相談件数も年々増加している。相談内容によっては、年金事務所へ確認し、市町村の国民年金担当から電子メールで回答を行っているが、厚生年金保険に関する相談もあるため、市町村で対応するには限界がある。

については、日本年金機構において、電話回線の増設及び電子メールや類似システムを用いた相談対応を実施していただくよう要望する。

特に、給付業務については、お客様相談室の市町村専用電話番号の設置や、市町村向けねんきんダイヤルでの詳しい知識を持った職員の配置などの対応を要望する。

(3) 住民サービスの向上と適正な事務処理体制の確立について

日本年金機構の事務処理体制については、住民及び市町村への誤った案内や確認不足により、住民からの苦情が発生し、その対応に大変苦慮している。

また、年金事務所は厚生年金のみならず国民年金についての相談や申請等に対応するところであるが、年金事務所へ相談に出向いた方や問い合わせをされた方に対し、国民年金のことは市役所に行くよう案内されたという事案が頻発している。

さらに、給付関係の電話による問合せの際、誤った回答や本来、年金事務所ですべき手続きを誤って市町村へ案内することなどが頻繁に発生しているため、年金事務所職員の問合せに対する対応のバラつき解消とスキルの向上を強く要望する。

(4) 国民年金手続の電子申請マニュアルの作成について

住民から電子申請の問い合わせをいただくことがあるが、現状は職員が個人のマイナポータルを利用し、申請までの画面の流れを確認している状況である。マイナンバーカードの取得は任意である以上、住民から説明を求められた際の対応マニュアルの作成は必須であると考えことから、市区町村窓口用のマニュアルの作成を要望する。

令和5年8月31日

全国都市国民年金協議会
会長 苫小牧市長 岩倉博文

<図2> 総会の審議結果等について

全都協苫第 7 号
令和 5 年 8 月 31 日

全国都市国民年金協議会
会員市(区)長 様

全国都市国民年金協議会
会長 苫小牧市長 岩倉 博文
(公 印 省 略)

第 6 1 回全国都市国民年金協議会総会の審議結果等について (報告)

日頃から全国都市国民年金協議会の運営につきまして、御尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 8 月 4 日付け全都協苫第 5 号で通知いたしました書面による本協議会総会の審議結果につきまして、下記のとおり全国都市国民年金協議会会則第 9 条第 3 項により承認されましたので、報告いたします。

記

- 1 決議書の提出都市数
796都市(全て有効票) ※全796都市(令和5年8月31日現在)
- 2 第1号議案 要望書について
賛成 795票、反対 1票
- 3 第2号議案 次期総会開催市について
賛成 796票、反対 0票
- 4 議決日
令和5年8月31日
- 5 その他
 - (1) 要望書及び回答の受渡方法につきましては、前回と同様に郵送とします。
 - (2) 慣例により、議決日の翌日から次期総会開催地である長野市(北信越ブロック)が会長市となります。

【事務局】

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
苫小牧市市民生活部保険年金課年金係 川村
E-mail : ho-nen@city.tomakomail.g.jp
TEL : 0144-84-7265 (直通) FAX : 0144-35-5266